

【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4
昭和	3

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第161条第1項第10号に規定する貸付金の利子について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - (2) 「借入金額」の欄には、その借入金の口数ごとに区分し、利子の計算期間の末日現在の金額を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (5) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を租税特別措置法第42条第1項又は第2項の規定により非課税とされるこれらの規定に規定する証拠金の利子（同条第1項に規定する利子をいう。（2）において同じ。）について使用する場合は記載の要領は、2に定めるほか、次による。
 - (1) 「借入金額」の欄及び「利率」の項には、記載を要しない。
 - (2) 「支払金額」の項には、利子の支払がその支払者の営業日ごとに行われる場合には、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (3) 「借入年月日 弁済期日」の項には、支払年月日を記載すること。ただし、(2)に定めるところにより、「支払金額」の欄に各月の合計金額を記載する場合には、当該各月の末日の年月日を記載するものとする。
 - (4) 租税特別措置法第42条第4項第3号に規定する店頭デリバティブ取引（同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。）の種類を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第42条第1項又は第2項の規定により非課税とされる旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 この支払調書を租税特別措置法第42条の2第1項又は第3項の規定により非課税とされる同条第6項に規定する特定利子について使用する場合は記載の要領は、2に定めるほか、次による。
 - (1) 「借入金額」の欄には、2(2)の「借入金額」の欄の記載の要領に代えて、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (3) 「源泉徴収税額」の項には、各月の税額の合計金額を記載すること。
 - (4) 「利率」の項には、記載を要しない。
 - (5) 「借入年月日 弁済期日」の項には、(1)に定めるところにより「借入金額」の欄に各月の合計金額の記載がある場合には、当該各月の末日の年月日を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第42条の2第1項又は第3項の規定により非課税とされる旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 5 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。